

「滋賀県動物愛護管理推進計画（案）」に対して提出された
意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1. 県民政策コメントの実施結果

平成 26 年（2014 年）10 月 10 日（金）～平成 26 年 11 月 10 日（月）までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱（平成 12 年滋賀県告示第 236 号）に基づき、「滋賀県動物愛護管理推進計画（案）」について、意見・情報の募集を行った結果、13 名（団体含む）の方から 55 件の意見・情報が寄せられました。

これらに対する滋賀県の考え方は、次のとおりです。

なお、取りまとめの便宜上、提出された意見・情報は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっております。

2. 提出された意見・情報

55 件

（件）

区分	意見数	県内	県外	不明
第 2 章	3	3		
第 3 章 施策 1 動物の適正飼養の推進	11	8	3	
施策 2 動物の終生飼養の推進	9	5	3	1
施策 3 狂犬病予防の推進	1		1	
施策 4 動物取扱業の適正化	7	4	2	1
施策 5 動物の返還・譲渡の推進	5	4		1
施策 6 動物愛護の普及啓発	4	1	3	
施策 7 実験動物および産業動物の適正 飼養の推進	3	1	2	
施策 8 災害時等の体制整備	5	1	4	
施策 9 関係者間の協力体制の構築	1		1	
その他	6	6		
意見総数	55	33	19	3

3. 県民政策コメントで提出された意見・情報とそれらに対する考え方

No.		提出された意見・情報	意見・情報に対する県の考え方
第2章 計画の基本方針 (P2)			
1	P2 1(3)	所有者不明猫を減少させるための取組に関し「積極的に推進します」とあるが、「積極的に推進し支援します」と明記すること。	「滋賀県猫と共に生きるためのガイドライン」において地域を支援することを明記しています。
2	P2 1(3)	計画の中で野良猫を「所有者不明の猫」「飼い主不明猫」等3つの書き方になっているが、統一すること。	<p>「飼い主不明猫」に統一し、次のとおり修正します。</p> <p>【修正後】 (第2章 1. (3) P2) (3) 飼い主不明猫を減少させるための地域猫の取組 飼い主不明猫の減少に効果的な対策である「地域猫の取組」を「滋賀県猫と共に生きるためのガイドライン」に沿って積極的に推進します。</p> <p>(第3章 施策1 課題2 P9) 2 飼い主不明猫について、住民間での相互理解を深め、地域の実情に応じた対応が必要です。</p> <p>(第3章 施策1 具体的事業1 (2) P9) (2) 地域における啓発 (略) 特に、飼い主不明猫による生活環境への問題に対応するため、関係団体などの協力を得ながら「滋賀県猫と共に生きるためのガイドライン」に基づく「地域猫の取組」を地域が主体となって推進できるよう支援します。</p> <p>(第3章 施策2 現状3 P12) 3 猫の引取り (略)</p>

		<p><u>飼い主不明の子猫</u>の引取りについても依然として多く見られます。</p> <p>(第3章 施策2 課題5 P12) 5 飼い主不明の犬猫については、動物の遺棄防止に向けての啓発や警察等関係機関との連携強化が必要です。</p> <p>(第4章 用語集 P26) ○地域猫 「滋賀県猫と共に生きるためのガイドライン」による支援事業や、大津市地域猫活動支援事業に取り組む地域の<u>飼い主不明の猫</u>の総称として使用する。</p>
--	--	--

【参考】動物愛護管理法の改正概要 (P3)

3	P3 6(1)	ネグレクトの具体例を明記し、ネグレクトも虐待であることを加えること。	ここでは動物愛護管理条例の改正された概要を記載していますが、虐待については動物愛護管理条例第四十四条第2項において規定されています。
---	------------	------------------------------------	--

第3章 具体的な取り組み

施策1 動物の適正飼養の推進 (P5-10)

4	P9 1(1) ア)	障害者が犬猫を飼養する際、犬猫のしつけや避妊など飼育指導やフォローする体制をつくること。	県の機関である動物保護管理センターが中心となり、獣医師会等の協力のもと、適正な飼養方法が学べる情報を提供してまいりますが、多様な手段がとれるよう検討してまいります。
5	P9 1(1) イ)	多頭飼育届出制によって引き続き県内の現状把握と周知に努めること、さらに多頭飼育者への精神的ケアのために精神保健専門部署と連携を図ることを記載すること。	多頭飼養による周辺環境を損なう事態の防止および改善のため、必要に応じて関係機関と連携を図ってまいります。
6	P9 1(2)	地域猫の取組や猫の飼い方について啓発し、他の自治体を参考に地域、ボランティアと連携を取ること。また、不妊去勢手術の助成等具体策を検討すること。	「滋賀県猫と共に生きるためのガイドライン」に沿って啓発、連携を進めます。なお具体策については検討してまいります。

7	P10 3	人と動物双方の安全を確保するため、今後とも特定動物飼養施設への定期的な立入調査を行うこと。加えて個体識別率の向上と逸走した時のため市町村と特定動物飼養施設等の情報共有を図ることを明記すること。	現在も計画に基づき定期的に立入り検査し、情報共有を行っています。特定動物の個体識別は法により規定されており、計画に記載しています。
施策2 動物の終生飼養の推進 (P10-13)			
8	P11 2	犬、猫の引取りについて、安易な引き取りは拒否し、依頼者に具体的な説明をすること。	計画に記載しているとおり、身勝手な理由による引取り依頼を拒否することができるよう動物愛護管理法が改正され、引取り理由をさらに詳細に聴取しています。
9	P13 2	遺棄のように思われる迷い犬はきちんと調べて取り締まること。	計画に記載しているとおり、今後とも警察と連携し対策に努めます。
10	P13 4	不妊去勢措置の啓発の推進に関して、費用補助の施策も考えること。	飼い犬・飼い猫については、個人の所有財産にかかる費用でありますので、飼い主の責任で負担すべきものと考えます。
11	P13 5	高齢飼養者が飼養困難になった場合のフォローができる体制をつくること。	計画に記載しているとおり、生存機会拡大のため、飼えなくなった動物の新しい飼養者を探す仕組みの利用を推進します。
12	P9、 P18 2	滋賀県内の動物収容施設について、動物福祉に配慮した収容施設を目指すことを明記し、収容期間を延長すること。	動物の愛護及び管理に関する法律第2条に基づき、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保に努めます。
13	P10	麻酔薬投与等による苦痛のない致死処分を検討すること。	現在やむを得ず致死処分する際には、麻酔薬を投与する方法も取り入れております。
施策3 狂犬病予防の推進 (P13-14)			
14	P14 1	適正飼養の推進において、犬の登録や狂犬病予防注射率向上を目指し、実験動物飼養施設及び多頭飼育者に対して重点的に普及啓発を行うこと。	犬の登録や狂犬病予防注射については、市町と連携し今後も啓発を行います。

施策4 動物取扱業の適正化 (P15-16)			
15	P15	動物取扱業者に対して、定期的な立入調査を行うこと。また、動物取扱業の適正化のために必要に応じて事前連絡なしの立入調査や、動物取扱業者において動物虐待が疑われる事案については、立入調査の際に警察官と同行するといった臨機応変な対応を取っていくこと。	動物取扱業の施設は法に基づく登録制度が定められており、県が飼養管理等の監視指導を行うこととされています。計画に記載しているとおり、今後も必要な立入り調査および指導を行います。
施策5 動物の返還・譲渡の推進 (P16-18)			
16	P18 3	迷子犬、猫の連絡先を知らない飼い主が多いと思われるため、犬、猫の登録制を始め、収容された場合に連絡できるシステムを作ること。	犬については狂犬病予防法に基づく犬の登録が義務付けられています。 連絡先として動物保護管理センターおよび大津市動物愛護センターの知名度向上に取り組んでまいります。
施策6 動物愛護の普及啓発 (P18-19)			
17	P17 1	そのうち帰って来ると思っている方も多いと思われるので、公示日数をもう少し増すこと。	滋賀県動物の保護および管理に関する条例に公示日数を定めていますが、収容した犬猫の致死処分の期限を規定したものではありません。その後についても収容情報発信する等、飼養者への返還に努めています。
18	P18 2	譲渡対象を広げて出来るだけ譲渡会も開くこと。	それぞれの環境に適した犬猫を譲り渡すこと、および安易な飼養を防ぐことで終生飼養につなげるため、「事前登録制」としています。
19	P19 1	小動物を利用したふれあい活動については、問題があり動物愛護思想の普及啓発になりえないため、今後も動物なかよし教室において小動物を使用しないこと。	ふれあい事業においては、動物のストレスを軽減するよう配慮することを計画に記載しています。
20	P19 2	不適切な環境で動物を飼養している学校があると県民等から相談を受けた時は、動物愛護管理法を所管する行政職員が訪問し、家庭動物等の飼養及	学校で飼養される動物が適正に取り扱われるよう、獣医師会等関係団体と連携し、普及啓発することを計画に記載しています。

		<p>び保管の基準等に照らしたうえで必要な指導を行う旨、本案に記載すること。</p> <p>動物を飼育している学校等の管理者に対しては、動物愛護管理法および関係法令の周知を行うとともに、災害発生時に動物が取り残されることがないよう、家庭動物等の飼養および保管に関する基準に災害時における規定等が追加されたことについて周知徹底を図ること。</p>	
21	P19 4	<p>県内の盲導犬や介助犬ユーザーや聴導犬訓練施設へ協力を要請しての啓発を進めること。</p>	<p>関係機関や団体などと連携して啓発することを計画に記載しています。</p>

施策7 実験動物および産業動物の適正飼養の推進 (P19)

22	P19	<p>実験動物の適正な取扱いにあたって、実験動物飼養施設への定期的な立入調査を行うこと。</p> <p>産業動物について、飼養保管基準の周知に加えて、動物愛護担当部署において関係部局とデータの共有等の連携を図り、現在の産業動物の飼養環境の実態を把握すること、農林水産省「アニマルウェルフェア指針」の周知や、その効果についてのモニタリング調査の実施について記載すること。</p>	<p>関係機関や団体などと連携して実験動物飼養施設における飼養状況を把握するとともに、「3Rの原則（苦痛の軽減、使用数の制限、代替法の活用）」の普及啓発やそれぞれの基準を周知することを計画に記載しています。</p>
----	-----	--	---

施策8 災害時の等の体制整備 (P20)

23	P20 1	<p>特定動物について、災害対応マニュアルの作成に加えて、災害対策のための飼養施設の定期的な保守点検や市町村との特定動物飼養施設等の情報共有を行うこと。</p>	<p>現在も計画に基づき定期的に立入り検査し、情報共有を行っています。</p>
24	P20 2	<p>災害対策の対象に、実験動物や産業動物を含め、実験動物飼養施設の実態把握のための定期的な立入調査を行うこと。産</p>	<p>災害発生時のネットワークを作るために、産業動物関連部署と情報共有を図ります。</p>

		業動物関連部署と情報の共有を是非行うこと。	
25	P20 3	災害時のペット動物への対応について避難者自身の責任をわかりやすく説明すること。	<p>飼養者の責任において同行避難することが基本のため、次とおり修正します。</p> <p>【修正前】</p> <p>3 同行避難の体制整備とマニュアルの作成</p> <p>地域の実情や災害の種類に応じ、飼養者責任を基本とした同行避難や避難所での衛生確保の対応を適切に行うことができるよう体制の整備を推進します。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【修正後】</p> <p><u>3 同行避難に関するガイドライン作成と普及啓発</u></p> <p>地域の実情や災害の種類に応じ、飼養者責任を基本とした同行避難や避難所での衛生確保の対応を適切に行うができるようガイドラインを作成し、その普及を図ります。</p>

施策9 関係者間の協力体制の構築 (P21-22)

26	P22 (1)	警察関係機関との連携についても明記すること。	<p>動物の返還と遺棄について警察と連携していることから、次とおり修正します。</p> <p>【修正後】</p> <p>(2) 地域における連携体制の構築</p> <p>動物保護管理センター、大津市動物愛護センター、保健所、市町、<u>警察署</u>、関係団体および県民などで構成するネットワークの整備を図り、それぞれの特性を生かして各種事業に取り組むとともに、狂犬病や災害発生時などにおける危機管理体制の整備を図ります。</p>
----	------------	------------------------	---

